

東部地域広域水道企業団 令和 8 年第 1 回定例会報告

文責 東部地域広域水道企業団議会 議員 川田好博

2月27日に招集された東部地域広域水道企業団第1回定例会に提出された議案は次のとおりです。

議案第1号 令和7年度東部地域広域水道企業団水道事業会計補正予算(第3号)

水道事業収益で、営業収益の給水収益を2700万8千円減額(上野原市の基本料金2ヶ月分減額)し、上野原市からの補助金2791万5千円で補います。営業外収益では、大月、上野原両市から、2000万円づつ補助金を計上しています。

営業費用として、総係費として、基本料金無料のための委託料90万8千円を増額補正しています。上野原市の残りの基本料金2ヶ月分無料は、来年度予算に計上。

議案第2号 令和8年度東部地域広域水道企業団水道事業会計予算 (総則)

第1条 令和8年度東部地域広域水道企業団水道事業会計予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 15,172 戸
- (2) 年間総給水量 3,820 千 m^3
- (3) 一日平均給水量 10,465 m^3
- (4) 主要な建設改良事業、施設整備事業
 - ・建設改良事業 (国道20号(猿橋地内)配水管敷設替工事等 13事業)292,673 千円
 - ・交付金事業 (市道鶴島東線ほか配水管敷設替工事等 7事業) 168,766 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

- 第1款 水道事業収益 1,516,245 千円
 - 第1項 営業収益 937,116 千円
 - 第2項 営業外収益 579,129 千円

支出

- 第1款 水道事業費用 1,677,908 千円
 - 第1項 営業費用 1,544,017 千円
 - 第2項 営業外費用 132,391 千円
 - 第3項 特別損失 500 千円
 - 第4項 予備費 1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額549,839千円については、当年度分消費税及び地

方消費税資本的収支調整額 39,727 千円、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 10,112 千円にて補填するものとする。)

収入

第 1 款 資本的収入	431,457 千円
第 1 項 企業債	409,900 千円
第 2 項 出資金	10,266 千円
第 3 項 工事負担金	10,010 千円
第 4 項 他会計負担金	1,281 千円

支出

第 1 款 資本的支出	981,296 千円
第 1 項 建設改良費	468,998 千円
第 2 項 企業債償還金	511,798 千円
第 3 項 予備費	500 千円

(起債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
施設整備費	409,900	証書借入	4%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、300,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額の流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 98,554 千円

(2) 交際費 60 千円

(営業経費助成のための補助金)

第 9 条 営業経費助成のため大月市、上野原市の一般会計からこの会計へ補助を受ける金額の合計は、178,261 千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、10,000 千円と定める。

両議案は、本会議で全会一致で可決されました。

以下は、議員全員協議会での質疑です。

議案第 1 号 令和 7 年度東部地域広域水道企業団水道事業会計補正予算（第 3 号）についてお伺いします。

（1）今回の補正予算については、上野原市重点支援地方創生交付金充当によるものですが、その他会計補助金を除けば、当初予算から、7 月補正から 3 回の補正を考えますと、建設改良費が 3 億 3565 万 7 千円から 3 億 9878 万 6 千円と大きく変動しています。この建設改良費の変動の要因はどのようなものでしょうか。

→回答：建設改良費については、補正第 1 号において委託料及び工事請負費の増額で 6,082 万 9 千円、補正第 2 号で令和 7 年人事院勧告に伴う増額で 228 万 2 千円これら合計 6,311 万 1 千円の増額となっております。

改良事業の増額要因としましては、大月市からの依頼による水道管布設工事の追加や県道改良工事に伴う水道管支障移設に関する設計委託費と工事費の増額、下水道との共同施工を予定していた国道工事の単独工事への変更による工事費の増額、上野原地内における漏水多発地区の解消を目的とした布設替工事の追加が主な要因となっております。

（2）上野原市の重点支援地方創生交付金事業で、基本料金の無料化が行われます。このことを上野原市の利用者に周知することが必要と思われませんが、いかがでしょうか、

→回答：当企業団の上野原市給水区域における重点支援地方創生交付金を活用した水道料基本料金の減免についての周知は、当企業団のホームページ、上野原市の広報うえのはら 2 月号及び上野原市行政ちゃんねるによる行政放送で周知を行っております。

要望 4 - 5 月期の検針票に、基本料金が無料になっていることを表示できるようにしていただきたい。

議案第 2 号 令和 8 年度東部地域広域水道企業団水道事業会計予算についてお伺いします。

（1）本年 1 月に、国土交通省上下水道審議官グループが「令和 8 年度上下水道関係予算の概要」を公表しています。そこでは、来年度予算の新規事項として、

1. 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた上下水道の老朽化対策

（1）重要管路の更新の推進

（2）重要管路の複線化等の推進

2. 持続可能な上下水道の実現に向けた基盤強化

（1）事業運営の一体化の推進

（2）分散型システム導入の推進

（3）DX の推進

（4）PFAS への対応強化

が挙げられています。当水道企業団には該当しないものもありますが、可能であれば補助金等の申請をすべきと思います。

「重要管路の更新の推進」ですが、水道で重要水道管路更新事業（水道施設整備費補助）の創設があります。口径 800mm 以上、緊急輸送道路、重要物流道路下の管路などが対象とされています。この事業の対象となる管路は存在しているのでしょうか。

→回答：企業団管内では、800mm 以上の管路はありませんが、緊急輸送用道路や重要物流道路に埋設されている管路は存在しております。

補助事業の対象となるには漏水のリスクが高い管路等の条件を満たす必要がありますが、耐震化計画等と併せてルートを選定や必要な調査等を行っていく必要があると考えております。

(2) 「事業運営の一体化の推進」についてですが、水道広域連携推進事業（水道施設整備費補助）の創設があります。大月・上野原両市で構成される当水道企業団について、これ以上の広域化で、効率的な運営は考えづらいと思われます。現在の段階で、これ以上の広域化について検討課題になっていないと考えて良いと思いますが、いかがですか。

→回答：議員ご指摘のとおり、現行の広域化に向けた制度設計のなかでは、優先すべき検討課題として認識しておりません。

また、「水道広域連携推進事業」について創設される補助は、2以上の自治体による事業統合、経営の一体化を要件としており、企業団が置かれている現状からは活用が難しいものと考えております。

(3) 「分散型システム導入の推進」では、分散型システムの導入に必要な計画策定や施設整備（水道整備、小型浄水処理装置、運搬送水のための給水車導入など）を補助対象に追加されています。今までのスケールメリットを重点にした施策と相容れないような気がします。分散型システムの導入については、給水車の導入などの取り組みがなされていますが、これからの研究すべき課題だと思いますが、いかがですか。

→回答：当企業団の水道事業においては、現に給水している区域以上の拡張計画はございませんが、議員ご指摘のとおり、給水人口の減少に伴う水道施設のダウンサイジングを含む更新費用の抑制、水道水質の確保等の観点から、水道事業を持続可能なものとする選択肢のひとつとして、当企業団においても研究、検討すべき課題であると認識しております。

(4) 地方公営企業法施行規則によると、配水管の法定耐用年数は40年です。現在、法定耐用年数を超えた配水管の総延長はどのくらいでしょうか。また、配水管の総延長の何%となるでしょうか。

→回答：配水管総延長は367.03Kmあり、法定耐用年数を超えた配水管の総延長は87.53Kmあります。配水管総延長23.84%となります。

(5) 東部地域広域水道企業団経営戦略 2021年度版が策定されて5年が経過しようとしています。経営戦略では、有形固定資産減価償却率の推移を示して、2020年（令和2年）の値が38.98と資産の老朽化が進行していると記述されています。予算書では、令和7年度、8年度の予定貸借対照表が示されていますが、有形固定資産減価償却率の値はどうなっているでしょうか。また、資産の老朽化について、更新の見通しはどうでしょうか。

→回答：令和6年度決算においては、45.54%と令和2年度と比較すると6.56%上昇しており、法定耐用年数を迎える固定資産が今後も増加傾向にあります。また、全国平均は、52.46%と当企業団よりさらに6.92%高い状況にあります。

続いて、資産の老朽化を示す管路経年化率は、令和6年度決算では22.0%で、類似団体の平均や全国平均と比べると数値的には経年化は抑えられておりますが、更新需要に対して事業

が追い付いていないといえます。一方で、管路更新率は、この3年は類似団体平均より上回っており、令和6年度は全国平均も上回った状況であります。

今後も更新需要に対する更新費用の捻出やマンパワーの確保について、構成両市とよく協議して進めて行きたいと考えています。

(6) 交付金事業が年々減少傾向にあります。今後の見通しについてお聞かせ下さい。

→回答：令和3年度に見直しした水道ビジョンでは、交付金事業は、令和14年度まで行うこととしており、大月市側では従来からの大月駅周辺の漏水対策事業の継続、上野原市側では鶴島地区の漏水対策事業及び上野原市浄水場の設備更新等の事業が予定されております。

(7) 地方公営企業法では、地方公営企業の独立採算制が原則とされています。その中でも、「その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」「その公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」については、一般会計等が負担するものとされています。この経費については、毎年度、総務省から「繰出基準」が各地方自治体に通知されています。しかし、この「繰出基準」は限定的であり、水道法第一条で規定されている「水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする」とある「低廉な水の供給を図り」という法の目的を十分に果たすものとなっていません。老朽管の管路の更新には多大な費用が必要であり、水道料金の収入をもってしては、到底賄えないものです。配水管等は、水道事業にとって必須の施設であり、老朽管の更新は、社会資本整備の一環であると考え、構成両市や国や県の積極的な支援が必要と考えますが、いかがでしょうか。

→回答：川田議員のおっしゃるとおり、管路更新費用の調達以外にも、当企業団の経営を圧迫しているのが、企業債の償還です。毎年元利合わせて約6億円の支出が重くのしかかっております。

こうした費用を水道料金だけで賄っていくことは不可能な状況であるため、構成両市とのコミュニケーションを密に取りながら国、県の情報も共有し、積極的なご支援を賜りながら適正運営に取り組んでいきたいと考えております。